

## 第6節 悪臭

### 1. 悪臭防止に関する法・条例等による規制

本市の悪臭防止対策は、「悪臭防止法」、「福島県悪臭防止対策指針」、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づいて行われています。市内の都市計画法に基づく用途地域が、法令による規制地域に指定されており、それ以外の地域も県指針に基づく指導が可能な地域となっています。



#### (1) 特定悪臭物質の規制

「悪臭防止法」の規制の対象となるのは、工場その他の事業場等から発生する気体や排水に含まれる悪臭物質であり、22種の特定悪臭物質が指定されています。

本市における悪臭防止法に基づく規制地域は、都市計画法に基づく用途区域などにより、A・B・Cの3区域が指定されています。

また、事業場の敷地境界線の地表における基準として、区域別に、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準が定められています。（関連資料：91 ページ 資料 20～21）

#### (2) 臭気指数による規制

「福島県悪臭防止対策指針」では、工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、準拠すべき基準として臭気指数による基準を設けています。

（関連資料：91 ページ 資料 22）

### 2. 悪臭調査結果及び対策

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を昭和58年より実施しています。

平成29年度までは、「測定機器を使った特定悪臭物質の濃度測定」及び「人の嗅覚を用いた臭気測定法による調査（臭気指数）」を実施していましたが、近年、特定悪臭物質の濃度は基準値内であることから、平成30年度は、「人の嗅覚を用いた臭気測定法による調査（臭気指数）」のみ実施することとしました。

過去に苦情があった2事業所について、平成30年度悪臭調査を実施したところ、両事業所とも「福島県悪臭防止対策指針」の準拠すべき臭気指数の基準を超過しませんでした。

今後とも、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、随時、悪臭調査を実施してまいります。

また、事業所以外の悪臭苦情では、主に生活排水による側溝や水路の汚れによるものが多く寄せられています。浄化槽の管理不備など様々な原因が考えられるため、苦情が寄せられた箇所の現地確認を行い、悪臭防止に向けた指導などを行っています。



◆悪臭調査結果

○：基準値超過なし ×：基準値超過あり ー：調査未実施

調査事業所		神指町 A事業所	湊町 B事業所	門田町 C事業所	神指町 D事業所
平成22年度	悪臭物質濃度	○	ー	ー	ー
	臭気指数	×	○	ー	ー
平成23年度	悪臭物質濃度	○	ー	ー	ー
	臭気指数	○	ー	○	ー
平成24年度	悪臭物質濃度	○	ー	ー	ー
	臭気指数	○	ー	○	ー
平成25年度	悪臭物質濃度	ー	ー	○	ー
	臭気指数	ー	○	○	ー
平成26年度	悪臭物質濃度	ー	ー	ー	○
	臭気指数	ー	×	ー	×
平成27年度	悪臭物質濃度	ー	ー	ー	○
	臭気指数	ー	○	ー	×
平成28年度	悪臭物質濃度	ー	ー	ー	○
	臭気指数	ー	×	ー	×
平成29年度	悪臭物質濃度	ー	ー	ー	○
	臭気指数	ー	×	ー	○
平成30年度	臭気指数	ー	○	ー	○

◆測定調査の様子

